

インボイス制度事前準備・対策 及び 電子帳簿保存法説明会



令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。現在消費税の納付が免除されている免税事業者も無関係ではありません。

本説明会では、消費税制度の仕組みや今までの手続きとの違い、事前登録の方法、免税事業者が注意すべきポイントに加え、電子帳簿保存法についてわかりやすく説明します。

日 時 令和5年9月5日(火) 14:00~15:20
会 場 習志野商工会議所(習志野市津田沼 4-11-14)
講 師 千葉西税務署 担当者
定 員 30名
受 講 料 無 料
主 催 / 共 催 習志野商工会議所/千葉西税務署

【カリキュラム】

1.【消費税の基本的な仕組みとインボイス制度の概要】 ~消費税申告をしたことのない事業者向け~ 14:00~15:00 ①消費税制度の基本的な仕組み ②インボイス制度の概要 ③今後のスケジュールの確認	2.【電子帳簿保存法】 15:00~15:20 ①電子帳簿保存法の概要と改正事項 ②電子帳簿の保存要件等の注意点
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

※【消費税の基本的な仕組みとインボイス制度の概要】のカリキュラムは、令和5年5月19日実施した内容と同じものです。

申込先：習志野商工会議所 FAX：047-452-6744

『インボイス制度事前準備・対策及び電子帳簿保存法説明会』申込書

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
参加者名			会員・非会員

※本申込書にご記入いただいた情報は、本説明会に係る連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。

※新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用を推奨しております。また、感染拡大の影響から、やむを得ず中止となる場合もあります。ご理解・ご協力の程、宜しくお願いいたします。